

「一時保育利用者負担軽減事業補助金」交付申請のてびき

低所得世帯等のお子さんが戸田市内の保育所・認定こども園で実施している一時保育を利用した際に、利用料の補助を受けられる事業です。

なお、本補助金は、申請いただいた後に、提出書類等をもとに補助の可否を決定いたします。

審査の結果、対象要件に当てはまらなければ、補助対象外となることもありますのでご了承ください。

1 補助の対象となる児童

以下の(1)～(3)のすべてに該当する世帯が対象です。

- (1) 令和7年4月から令和8年3月までの間、戸田市一時保育事業を利用していること。
(年度の途中で利用開始した場合を含む。)
- (2) 一時保育利用時に保護者、利用児童ともに戸田市民であること。
- (3) 以下のいずれかに該当していること。
 - ① 生活保護受給世帯である場合
 - ② 令和7年度の市町村民税が非課税世帯である場合(※1)
 - ③ 令和7年度の世帯の市区町村民税の所得割額(※2)の合計が77,101円未満である場合(※3)
 - ④ 市長が一時保育事業の利用に係る経済的負担を軽減することが適当であると認める世帯等(※4)

※1 「市区町村民税非課税世帯」とは、対象児童の父母の市区町村民税がいずれも非課税である場合をいいます。

ただし、父母それぞれの合計所得金額が48万円以下であり、かつ父母以外の扶養義務者(祖父母等)と同居している場合は、その課税額によって補助対象の可否を決定します。

この父母以外の扶養義務者を「家計の主宰者」といい、以下の方法で認定します。

- ① 同居の祖父母等のうち、年間所得が父母以上でその世帯の最多所得又は最多課税者
- ② 上記①に因り難い場合は、「対象児童を地方税法上の扶養親族としているか」「対象児童を健康保険等において扶養親族としているか」といった状況を総合的に勘案して「家計の主宰者」の認定を行います。

※2 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額によって減税されている方の場合、これらの控除によって減税された金額を足し戻した額が市区町村民税の所得割額になります。

※3 基本的には対象児童の父母の市区町村民税所得割額を合算した額により判定します。(単身赴任等で対象児童と住民票が別になっている保護者、離婚成立後も同居している元配偶者及び内縁の夫(妻)を含みます。)

※4 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童・要保護児童等のいる世帯、その他、市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市が一時保育事業の利用を促した場合であって、利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合等を指します。

※ 注意事項 ※

- ・補助対象の可否は対象児童の父母等の市町村民税所得割額を合算して決定しますので、市町村民税の課税(非課税)の決定通知を受けていない(未申告)場合は、判定ができません(対象要件が「生活保護世帯」の場合を除きます。)。
- ・収入がないために申告していない場合や、申告上扶養から外れている場合等は未申告となります。該当する方は、お早めに申告の手続きを行ってください。
- ・幼児教育・保育の無償化を受けている方や余裕活用型一時預かり事業において、本補助金は対象外です。
- ・今後、国や県の動向により、事業内容の変更等がある場合がございます。予めご了承ください。

2 交付申請から給付までの流れ

① 施設に対して利用料を支払う

各園の集金方法、利用時間に基づき、施設に対して一時保育利用料を支払います。

② 交付申請をする

提出書類をそろえ、⑤提出期限までに戸田市役所へご提出ください。

(提出書類は対象の要件によって異なります。詳しくは④をご確認ください。)

③ 交付(不交付)決定通知書が届く

市が書類を確認・審査した後、保護者宛に交付(不交付)決定通知書を送付します。

補助対象となった場合、交付決定通知書にて通知した金額を保護者の指定口座に振り込みます。

補助対象外となった場合、不交付決定通知書にて補助対象外となった理由を通知します。

3 補助金額について

実際に支払った利用料(全日利用は2,000円、半日利用は1,000円)と、対象要件ごとの補助金額を比較し、小さい方の金額を補助します。

対象要件	補助金額(1日あたりの上限)
生活保護受給世帯	3,000円
当該年度の市町村民税非課税世帯	2,400円
当該年度の市町村民税所得割額の 世帯合計が77,101円未満	2,100円
市長が一時保育事業の利用に係る経済的負担を 軽減することが適当であると認める世帯等	1,500円

※ 主食費は補助対象外です。(副食費は利用料の中に含まれております)

【補助額例】

市町村民税非課税世帯で、1か月の利用日数が計10日あったうち、全日利用が5日、半日利用が5日だった場合

① 全日利用分:2,000円(利用料)×5日(日数)=10,000円

② 半日利用分:1,000円(利用料)×5日(日数)=5,000円

⇒①+②=15,000円の補助

4 提出書類について

該当する対象要件によって、提出書類が異なります。

○申請する方全員が提出する書類

必要書類	備考
戸田市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付申請書兼請求書	記載例を参考に作成してください。 ※ 修正液や修正テープは使用できません。 書き損じた場合は、二重線と朱肉を使う印にて訂正してください。 ※ 書類は、市内一時保育実施施設、保育幼稚園課窓口、ホームページにて配布しております。
一時保育利用料の領収書の原本 対象期間:令和7年4月1日~令和8年3月31日	利用施設から発行された領収書を添付してください。 ※ ご申請いただいてから補助の可否を審査するため、領収書の提出によって必ず補助が受けられるものではありません。 ※ 利用施設で受け取った領収書は、申請書の提出時まで大切に保管ください。再発行ができない場合もございます。

振込先の通帳等のコピー	金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の分かるページをコピーしてください。 (通帳のない口座の場合は、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の確認できるキャッシュカードや Web ページのコピーでも構いません。)
-------------	---

○当てはまる方のみが提出する書類

対象者	必要書類
生活保護受給世帯	生活保護受給者証等の写し
市町村民税非課税世帯	① 令和 7 年 1 月 1 日現在、戸田市に住民登録がある方 ⇒提出不要 ② 令和 7 年 1 月 1 日現在、戸田市に住民登録がない方 ⇒市町村民税課税(非課税)証明書 ※写しで可
市町村民税所得割額の世帯合計が 77,101円未満 (年収360万円未満相当世帯)	① 令和 7 年 1 月 1 日現在、戸田市に住民登録がある方 ⇒提出不要 ② 令和 7 年 1 月 1 日現在、戸田市に住民登録がない方 ⇒市町村民税課税(非課税)証明書 ※写しで可 ※備考欄に税額控除額の内訳が必要です。
市長が一時保育事業の利用に係る経済的負担を軽減することが適当であると認める世帯等	市が指定する書類（詳細は保育幼稚園課へお問い合わせください）

5 提出期限について

	利用月	市への提出期限 (必着・厳守)	支払予定日
上期分	4 月 ~ 8 月分	9 月 2 日	10 月末
下期分	9 月 ~ 3 月分	4 月 2 日	5 月末

※期限後の申請は受付いたしかねます。

※申請する際は、期ごとに申請をお願いします。また、申請は年度内の利用分に限られますので、ご注意ください。

6 提出先について

戸田市役所保育幼稚園課の窓口に直接提出または郵送でご提出ください。

※利用施設には提出しないでください。

【提出先】 〒335-8588

戸田市上戸田1-18-1 戸田市役所 保育幼稚園課 管理・給付担当(2階3番窓口)

7 よくあるお問い合わせ

質問	回答																		
申請すれば誰でも補助を受けることができますか。	補助対象となるのは、1ページ①の対象要件に当てはまる方のみです。																		
年度途中で保育施設に入園することになった場合も、補助の対象になりますか？	年度途中で下記保育施設へ通うことになった場合は、一時保育の利用は入園前月までとなるため、入園月以降は一時保育の利用ができないります（補助対象外となります）。 その際は、入園が決まったことを一時保育利用施設にお伝えください。 ・認可保育園（公立・私立） ・認定こども園 ・幼稚園（新制度移行を含む）																		
「市町村民税の所得割額」は、どこで確認できますか？	下記に住民税の確認方法について記載しています。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="4">市民税 税額</td> <td>税額控除前所得割額④</td> <td>斜線</td> </tr> <tr> <td>税額控除額⑤</td> <td>斜線</td> </tr> <tr> <td>所得割⑥</td> <td>斜線</td> </tr> <tr> <td>均等割額⑦</td> <td>斜線</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県民税</td> <td>税額控除前所得割額④</td> <td>斜線</td> </tr> <tr> <td>税額控除額⑤</td> <td>斜線</td> </tr> <tr> <td>所得割⑥</td> <td>斜線</td> </tr> <tr> <td>均等割額⑦</td> <td>斜線</td> </tr> </table> <p>↑市民税所得割額⑥をご確認ください。 ただし⑤税額控除のうち、寄付金税控除、外国人税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式譲渡所得割額等を受けている方はこれらの税額を足し戻した額となります。 詳細は市民税課にお問い合わせください。</p>	市民税 税額	税額控除前所得割額④	斜線	税額控除額⑤	斜線	所得割⑥	斜線	均等割額⑦	斜線	県民税	税額控除前所得割額④	斜線	税額控除額⑤	斜線	所得割⑥	斜線	均等割額⑦	斜線
市民税 税額	税額控除前所得割額④		斜線																
	税額控除額⑤		斜線																
	所得割⑥		斜線																
	均等割額⑦	斜線																	
県民税	税額控除前所得割額④	斜線																	
	税額控除額⑤	斜線																	
	所得割⑥	斜線																	
	均等割額⑦	斜線																	
「市町村民税所得割額の世帯合計が「7,101円未満」とは、年収で言うということですか。	目安として「世帯年収360万円未満相当」としていますが、各種控除の有無等によって所得割額は変わるために、具体的な年収額から補助対象かどうかを判断することはできません。 ご提出いただく書類をもとに市町村民税所得割額等を確認し、補助対象かどうかを最終的に決定します。																		
子の父が海外赴任中で、現在、母と子どものみ戸田市に在住しています。このような場合には、子の父の課税証明も必要でしょうか。	子の父の課税証明も必要になります。海外赴任で、海外での収入があった場合は、該当の国での所得に関する証明書（給与明細、所得証明書等）および証明書の和訳を添付してください。																		
書類の提出期限を過ぎてしまいました。どうしたらよいですか。	市の会計処理の都合上、各期間で設定している提出期限を過ぎてからの申請を受け付けることはできません。 万が一、提出期限後に書類をご提出いただいても補助金の支払いはできませんので、ご注意ください。																		
兄弟で申請する場合は、課税証明書等の添付書類は2部必要ですか。	兄弟で申請する場合は、添付書類は1部で構いません。																		
一時保育利用の領収証を紛失してしまいました。	再発行が可能か、利用した一時保育施設にご相談ください。																		

8 問合せ先

戸田市役所 保育幼稚園課 管理・給付担当 電話 048-291-9408